

平成 21 年度火薬類危害予防週間実施要領を次のように定める。

平成 21 年 5 月 29 日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

## 平成 21 年度火薬類危害予防週間実施要領

### (目的)

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

### (期間)

本年度は、平成 21 年 6 月 10 日(水)から 6 月 16 日(火)まで実施する。

### (実施機関)

原子力安全・保安院本院(以下「保安院」という。)及び各産業保安監督部が、各都道府県並びに社団法人全国火薬類保安協会、社団法人日本煙火協会、社団法人日本火薬銃砲商組合連合会及び各都道府県火薬類保安協会等の関係団体と協力して実施する。

### (実施目標)

本年度の危害予防の実施目標は、火薬類の危険性にかんがみ、及び事故の発生状況や過去の事故例を踏まえ、以下のとおりとする。

#### (1) 産業火薬類の製造中における危害予防の実施目標

平成 20 年は、火薬類製造所において、廃薬作業中の事故が 2 件、静電気による事故が 2 件、施設老朽化による事故が 1 件、不適切な取扱いによる事故が 1 件発生している。今後、同様の事故の再発防止のため、過去の事故を教訓として産業火薬類の製造中の事故防止を図る。

#### (2) 産業火薬類の消費中における危害予防の実施目標

発破時の飛石事故は依然として毎年発生しているが、平成 20 年は特に、「非定常時の発破」による事故、退避の不徹底による事故、発破作業の基本が遵守されていない

いことによる事故が発生していることから、非定常の発破計画の確認方法の見直しや防護・退避措置の再確認を含めて発破時の飛石事故防止対策の徹底を行い、産業火薬類の消費中の事故防止を図る。

(3) 煙火における危害予防の実施目標

煙火の消費中の事故防止のため、過去の事故例を教訓とすることに加え、繰り返し事故を起こしている業者に対しては、再発防止対策について十分な検討が行われているか確認する。また、平成21年は、改正された消費基準の適用が開始されるため、遠隔点火及び防護措置について作業に係る従業員の教育成果の確認を行うなど消費中の事故防止を図る。

さらに、がん具煙火、動物駆逐用煙火等についても、正しい取扱い、使用法を啓蒙普及することで事故防止を図る。

(4) 火薬類の貯蔵、販売における危害予防の実施目標

火薬類の貯蔵や販売が適切に行われるよう法令遵守及び保安教育の徹底を図るとともに、特に貯蔵については安定度試験の実施、庫外貯蔵の管理等の徹底を図る。

また、実包等の貯蔵及び販売においても法令遵守の徹底を図る。

さらに、昨年来、火薬類の無許可製造と見られる事件が発生していることから販売先の許可取得状況の確認徹底や不自然な大量購入についての警察等への情報提供の実施により、火薬類の管理体制の一層の強化を図る。

(5) 火薬類の廃棄における危害予防の実施目標

平成19年4月より廃火薬類の海洋投棄処分が禁止され陸上処理へ移行したこと及び平成20年には廃薬処理作業中に2件の事故が発生していることにかんがみ、廃薬処理作業については、廃棄に係る技術基準の遵守とともに、より充実した保安管理の徹底を図る。

(6) 法令遵守の体制の整備による危害予防の実施目標

平成20年には、遵守が必要な手順の省略による事故が発生していることにかんがみ、全社的な法令遵守の体制、工場における法令遵守のクロスチェック体制、本社における工場の法令遵守の監査体制等の整備の徹底を図る。

また、事故が起こった場合の適切な対応についても、日頃の訓練と共に関係者に周知徹底を行う。

(実施事項)

1. 保安院及び産業保安監督部

(1) 保安院は、危害予防週間の周知用ポスターを作成し、各産業保安監督部、各都道府県及び関係団体に配布し、危害予防意識の高揚を図る。

(2) 保安院及び産業保安監督部は、関係団体に対し、実施目標の周知徹底を図るとともに、実施事項について指導する。

(3) 産業保安監督部は、平成20年に火薬類製造時における事故が複数発生していることにかんがみ、製造事業者に対し、以下の事項について指導する。

- ・ 平日はもとより、夜間や日曜・祝日であって製造が実施されている場合の保安管理態勢の確保及び緊急時の連絡体制の再点検、緊急連絡の訓練を積極的に実施すること。
- ・ ヒューマン・エラーによる事故を撲滅し、火薬類を適切に取り扱うため、製造施設及び製造方法に係る安全対策が十分であるかについて再点検すること。
- ・ 危害予防規程及び下部規程である作業標準書の内容が適切であるかを改めて確認し、必要があれば、改善を行うこと。

また、法令及び危害予防規程の遵守並びに作業従事者に対する保安教育の徹底を図り、平常作業時のみならず、万が一製造中に不慮のトラブルが発生した場合においても、安全性及びトラブルへの確実な対処が担保されているかを十分確認すること。教育の際には、それぞれの作業標準がどのように安全確保につながるのか、省略等の不適切な扱いがあった場合の想定される事故がどのようなものかを具体的に示すなどして十分な理解を促すこと。

- ・ 特に、廃棄処理作業については、処理する廃火薬類の物理的・科学的特性を把握し、「廃棄焼却は最も危険な作業」であることが常に認識されるよう作業者に対する十分な教育を行うとともに、必要な対策がとられているかを改めて確認すること。
- ・ 静電気、摩擦、熱等の外的な物理的影響に対する感度の高い火薬類の取扱いに際しては、必要十分な対応がとられているかを改めて確認すること。
- ・ 施設の健全性が確保されているか、通常の点検箇所に含まれない設備について改めて確認すること。

(4) 産業保安監督部は、製造事業所の警備体制、盗難防止対策及び数量管理の実施状況について再点検を行うよう製造事業者を指導するとともに、当該再点検の実施状況について把握する。

## 2. 都道府県

都道府県に対して、次の事項を実施するよう依頼する。

(1) 産業火薬の消費者に対し、立入検査又は巡回指導を実施し、発破場所における飛石防止対策、作業の安全確認、無資格者の作業禁止等について指導を徹底するとともに、法令遵守の徹底並びに作業者の発破技術、保安管理技術等に関する保安教育及び事故再発防止のための保安教育の実施について指導すること。

また、火薬類取扱所、火工所及び消費場所における数量管理の徹底を指導するとともに、夜間、休日等及び課業時間以外に火薬類を存置することがないように指導すること。

(2) 煙火製造業者等に対し、製造施設及び製造方法に関して安全対策が十分であるか、

並びに危害予防規程及び下部規程である作業標準書の内容が適切であるかについて点検を行い、必要があれば、改善を行うよう指導すること。

また、法令及び危害予防規程の遵守並びに作業従事者に対する保安教育の徹底が図られていることを確認し、作業の安全を十分確認するよう指導すること。

- (3) 煙火消費従事者に対し、特に、過去に人身事故が発生した花火大会については主催者に対しても、煙火の消費方法、消費する煙火の種類及び重量に応じた観衆・建物等に対する安全な距離の確保、気象状況及び周辺状況を考慮した保安体制の再確認を行うこと。また、平成20年に発生した事故に対する対策を参考にして、適切な安全対策及び保安教育の実施を徹底するよう指導すること。

また、本年より施行された、打揚煙火の消費に係る技術基準を周知徹底することにより、煙火消費従事者の安全対策として、電気点火等の遠隔操作又は防護措置等による筒ばね事故の被害を防止するための消費方法を徹底すること。

- (4) 動物駆逐用煙火の消費について、法令を遵守して消費するよう指導するとともに、取扱い方法、危害予防について、講習を受けるよう消費者に働きかけること。
- (5) 火薬類の貯蔵については、法定の最大貯蔵量を超過して貯蔵すること等のないよう法令遵守を徹底するよう指導するとともに、帳簿の記載、安定度試験の実施及び庫外貯蔵庫の管理状況が適切であることを確認すること。

さらに、事業所内及び火薬庫における警備体制、盗難防止対策及び数量管理の実施状況について再点検を行うよう火薬類製造事業所及び火薬庫の所有者・占有者を指導するとともに、当該再点検の実施状況について把握すること。

- (6) 昨年来、火薬類の無許可製造と見られる事件が発生していることから製造業者、販売業者に対して、販売先の状況把握や不自然な大量購入についての警察等への情報提供を促すことによる、火薬類の管理態勢強化・不正な取得や貯蔵、製造の防止への協力を要請すること。
- (7) がん具煙火については、一般消費者に正しい使い方の周知徹底を図り、危険な遊び方をしないよう啓発すること。(社団法人日本煙火協会のホームページを活用)
- (8) 危害予防週間のポスターを関係事業所等に配布し、危害予防意識の高揚を図ること。
- (9) 保安講習の実施及び受講について、関係者に周知徹底し、自主保安意識の高揚を図ること。
- (10) 火薬類の保安に功労があった者、優良事業所等の表彰を実施すること。

### 3. 関係団体

関係団体に対して、次の事項を実施するよう依頼する。

- (1) 傘下会員へ危害予防の実施目標の周知徹底を図り、各事業所の行事計画の作成及びその実施に関する具体的な指導を行うこと。

( 2 ) 危害予防週間の実施に際して、都道府県等と協力して危害予防に努めること。

附 則

この実施要領は、平成 2 1 年 6 月 1 7 日をもって廃止する。